

○弥富市企業立地の促進に関する条例施行規則

平成16年9月30日

規則第22号

改正 平成17年3月31日規則第13号

平成17年3月31日規則第21号

平成18年3月31日規則第2号

平成19年3月30日規則第14号

平成22年6月30日規則第31号

平成23年9月30日規則第22号

平成26年9月30日規則第22号

平成28年3月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、弥富市企業立地の促進に関する条例（平成16年弥富町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の範囲)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野及びロボット関連分野のうち製造を行うもの

(2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、別表に掲げるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(指定の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により奨励措置を受けようとする企業は、用地の取得日又は賃貸借契約期間の初日（以下「取得日等」という。）から起算して6月以内に指定申請書（第1号様式）に誓約書（第2号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定の通知)

第4条 市長は、条例第4条第2項の規定により指定をしたときは、指定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（遵守義務）

第5条 指定企業は、用地の取得日等から起算して1年以内にその土地を敷地として自ら事業所の建設に着手しなければならない。

2 指定企業は、用地の取得日等から起算して3年以内に操業を開始しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、指定企業は、法令、条例及びこの規則に定める事項を遵守しなければならない。

（奨励金の交付申請）

第6条 条例第5条第1項に規定する奨励金の交付を受けようとする指定企業は、交付年度の6月末日までに奨励金交付申請書（第4号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第8条 前条の規定により通知を受けた指定企業は、速やかに奨励金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出）

第9条 条例第6条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式によりしなければならない。

（1） 条例第6条第1号に規定する事由 申請事項変更届（第7号様式）

（2） 条例第6条第2号に規定する事由 工事着手届（第8号様式）

（3） 条例第6条第3号に規定する事由 操業開始届（第9号様式）

（4） 条例第6条第4号に規定する事由 操業休止・廃止届（第10号様式）

（指定の取消し）

第10条 市長は、条例第7条の規定により指定を取り消したときは、指定取消通

知書（第 1 1 号様式）により企業に通知するものとする。

（奨励金の不交付等）

第 1 1 条 市長は、条例第 8 条の規定により奨励金の交付を停止したときは、奨励金交付停止通知書（第 1 2 号様式）により企業に通知するものとする。

2 市長は、条例第 8 条の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書（第 1 3 号様式）により企業に通知するものとする。

（指定企業の地位の承継）

第 1 2 条 条例第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定により指定企業の地位を承継しようとする者は、速やかに指定企業承継承認申請書（第 1 4 号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第 9 条第 2 項又は第 4 項の規定により承認をしたときは、指定企業承継承認通知書（第 1 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

（雑則）

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 7 年規則第 1 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年規則第 2 1 号）

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年規則第 2 号）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年規則第 1 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年規則第 3 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 3 年規則第 2 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の弥富市規則の規定に基づいて作成されている様式用の紙は、改正後の弥富市規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成26年規則第22号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

産業名	日本標準産業分類上の業種名
繊維関連産業	1 1 繊維工業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 (2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。)
電気・電子機器関連産業	1 1 繊維工業 1 8 プラスチック製品製造業 1 9 ゴム製品製造業 2 1 窯業・土石製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業 3 0 情報通信機械器具製造業 3 2 3 1 時計・同部分品製造業
輸送機械関連産業	1 1 繊維工業 1 6 化学工業 (1 6 1 化学肥料製造業、1 6 2 4 塩製造業、1 6 5 医薬品製造業、1 6 6 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整

	<p>品製造業を除く。)</p> <p>1 8 プラスチック製品製造業</p> <p>1 9 ゴム製品製造業</p> <p>2 2 鉄鋼業</p> <p>2 3 非鉄金属製造業</p> <p>2 4 金属製品製造業</p> <p>2 5 はん用機械器具製造業</p> <p>2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>2 7 業務用機械器具製造業 (2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。)</p> <p>2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>2 9 電気機械器具製造業 (2 9 6 2 医療用電子応用装置製造業、2 9 7 3 医療用計測器製造業を除く。)</p> <p>3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>3 1 輸送用機械器具製造業</p> <p>3 2 3 1 時計・同部分品製造業</p>
物流関連産業	<p>4 4 道路貨物運送業</p> <p>4 5 水運業</p> <p>4 7 倉庫業</p> <p>4 8 運輸に附帯するサービス業</p> <p>6 9 不動産賃貸業・管理業</p>
農商工連携関連産業	<p>9 食料品製造業</p> <p>1 0 飲料・たばこ・飼料製造業 (1 0 5 たばこ製造業を除く。)</p> <p>5 2 飲食料品卸売業</p> <p>5 6 1 1 百貨店、総合スーパー</p>

第1号様式(第3条関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先)弥富市長

申請者 所在地(住所)
名称(屋号)
代表者氏名
電話番号



弥富市企業立地の促進に関する条例第4条第1項の規定により指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

業 種			
事業所の所在地			
事業所の名称			
設置の区分	<input type="checkbox"/> 新設(取得面積 m^2) <input type="checkbox"/> 増設(拡張面積 m^2)	(既存面積 m^2)	
用地取得日等	年 月 日 (<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 賃借)		
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
操業開始予定日	年 月 日		
固定資産 投資予定額	家 屋		円
	償 却 資 産		円
	合 計		円

注意 □のところは、該当するものにレ印を付けてください。

- 添付書類 1 誓約書(第2号様式)
2 企業の概要書
3 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
4 定款又は規約
5 事業計画書
6 譲渡契約書又は賃貸借契約書の写し
7 土地の登記事項証明書
8 事業所の建設計画を記載した書面
9 事業所の位置図及び配置図
10 市税の納税証明書(市税の滞納がないことを証するもの)

第2号様式(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先)弥富市長

申請者 所在地(住所)
名称(屋号)
代表者氏名
電 話 番 号

㊟

弥富市企業立地の促進に関する条例第4条第1項の規定による申請に当たり、同条例施行規則第5条に規定する義務について、誠実に遵守することを誓います。

なお、万一遵守できない場合は、同条例第7条及び第8条に規定する措置をされても異議はありません。

第3号様式(第4条関係)

指 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで申請のありましたことについては、弥富市企業立地の促進に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり指定したので通知します。

記

指定企業	所在地	
	名 称	
業 種		
事業所の所在地		
事業所の名称		
設置の区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設	
指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
指定の条件等		

第4号様式(第6条関係)

奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先)弥富市長

申請者 所在地(住所)
名称(屋号)
代表者氏名
電話番号



弥富市企業立地の促進に関する条例第5条第1項に規定する奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

指定年月日	年 月 日		
指定番号	第 号		
業 種			
事業所の所在地			
事業所の名称			
交付申請額	円		
交付申請額の算定基礎 【課税年度 年度】	新設又は増設分に係る 固定資産税 課税標準額	家 屋	円
		償 却 資 産	円
		合 計	円
	交付申請額の算出	課税標準額合計× 固定資産税率× 50% ※	円 (千円未満切捨て)

※前納報奨金^{あん}は按分して「課税標準額合計×固定資産税率」から差し引く。

添付書類 1 市税の納税証明書(市税の滞納がないことを証するもの)

2 算定基礎年度の固定資産名寄帳の写し

第5号様式(第7条関係)

奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで申請のありました奨励金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件 等	

第6号様式(第8条関係)

奨励金交付請求書

年 月 日

(宛先)弥富市長

申請者 所在地(住所)
名称(屋号)
代表者氏名
電話番号

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円		
支払希望 金融機関	金融機関名		
	預金種別	口座番号	
	ふりがな 口座名義人		

第7号様式(第9条関係)

申請事項変更届

年 月 日

(宛先)弥富市長

届出者 所在地(住所)
名称(屋号)
代表者氏名
電話番号



年 月 日付で指定申請した事項に変更が生じたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

指定年月日	年	月	日
指定番号	第		号
変更事項	【変更前】		【変更後】
変更年月日	年	月	日
変更理由			

- 添付書類 1 変更契約書
2 事業計画変更書
3 変更計画図等の写し
4 その他申請内容が分かる書類

第8号様式(第9条関係)

工 事 着 手 届

年 月 日

(宛先)弥富市長

届出者 所在地(住所)
名称(屋号)
代表者氏名
電話番号



事業所の建設工事を着手しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

指 定 年 月 日	年	月	日
指 定 番 号	第		号
工事着手年月日	年	月	日

第9号様式(第9条関係)

操 業 開 始 届

年 月 日

(宛先)弥富市長

届出者 所在地(住所)
名称(屋号)
代表者氏名
電話番号



事業所の操業を開始しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
操業開始年月日	年 月 日

第10号様式(第9条関係)

操 業 休 止 ・ 廃 止 届

年 月 日

(宛先)弥富市長

届出者 所在地(住所)
名 称(屋号)
代表者氏名
電話番号



事業所の操業を休止・廃止しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
操 業 休 止 ・ 廃 止 区 分	<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
操 業 休 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日
操 業 休 止 ・ 廃 止 理 由	

注意 のところは、該当するものにレ印を付けてください。

第11号様式(第10条関係)

指 定 取 消 通 知 書

第 年 月 日 号

様

弥富市長



弥富市企業立地の促進に関する条例第7条の規定により、下記のとおり指定を取り消したので通知します。

記

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
指 定 企 業	所在地	
	名 称	
業 種		
事業所の所在地		
事業所の名称		
取 消 年 月 日	年 月 日	
取 消 理 由		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弥富市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弥富市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において弥富市を代表する者は、弥富市長となります。)
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弥富市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において弥富市を代表する者は、弥富市長となります。)

第12号様式(第11条関係)

奨励金交付停止通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



弥富市企業立地の促進に関する条例第8条の規定により、下記のとおり奨励金の交付を停止したので通知します。

記

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
指 定 企 業	所在地	
	名 称	
業 種		
交 付 決 定 額	円	
交 付 停 止 年 月 日	年 月 日	
交 付 停 止 理 由		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弥富市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弥富市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において弥富市を代表する者は、弥富市長となります。)
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弥富市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において弥富市を代表する者は、弥富市長となります。)

第13号様式(第11条関係)

奨励金返還命令書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



弥富市企業立地の促進に関する条例第8条の規定により、下記のとおり既に交付した奨励金の返還を命ずる。

記

返還すべき奨励金の額	(全部・一部)	円
奨励金の返還を命ずる理由		
返還金の納入期限	年	月 日
返還の方法		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弥富市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弥富市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において弥富市を代表する者は、弥富市長となります。)
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弥富市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において弥富市を代表する者は、弥富市長となります。)

第14号様式(第12条関係)

指定企業承継承認申請書

年 月 日

(宛先)弥富市長

申請者 所在地(住所)

名称(屋号)

代表者氏名

電話番号

㊟

弥富市企業立地の促進に関する条例第9条第1項・第3項の規定により指定企業の地位を承継したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

指 定 年 月 日	年	月	日
指 定 番 号	第		号
指定企業 (譲渡人)	所在地(住所) 名称(屋号) 代表者氏名 電話番号		㊟
業 種			
事業所の所在地			
事業所の名称			
承 継 年 月 日	年	月	日
承 継 理 由	相続・営業譲渡・合併・分割・その他()		

添付書類 1 指定通知書

2 承継の事実を証する書類

3 承継者に係る次の書類

(1) 企業の概要書

(2) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し

(3) 定款又は規約

(4) 市税の納税証明書(市税の滞納がないことを証するもの)

4 その他必要と認める書類

第15号様式(第12条関係)

指定企業承継承認通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長



年 月 日付けで申請のありました指定企業の地位の承継については、下記のとおり承認したので通知します。

記

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
	指定企業(譲渡人)	承 継 者
所在地(住所)		
名 称		
代 表 者 氏 名		
業 種		
事業所の所在地		
事業所の名称		
承 継	年月日	年 月 日
	事 由	相続・営業譲渡・合併・分割・その他()

第 1 号様式 (第 3 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 6 条関係)

第 5 号様式 (第 7 条関係)

第 6 号様式 (第 8 条関係)

第 7 号様式 (第 9 条関係)

第 8 号様式 (第 9 条関係)

第 9 号様式 (第 9 条関係)

第 1 0 号様式 (第 9 条関係)

第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

第 1 2 号様式 (第 1 1 条関係)

第 1 3 号様式 (第 1 1 条関係)

第 1 4 号様式 (第 1 2 条関係)

第 1 5 号様式 (第 1 2 条関係)